



- ▶くらし・手続き
- ▶事業者の方へ
- ▶観光・催し
- ▶市政・市民参加
- ▶施設案内

現在のページ [越谷市公式ホームページ](#) → [市政・市民参加](#) → [情報公開・個人情報保護](#) → [お知らせ](#) → [情報公開制度について](#)

情報公開制度について

更新日: 2013年3月14日

関連情報

「[情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況](#)」に進む

「[個人情報保護制度について](#)」に進む

情報公開制度とは

↓ [越谷市情報公開条例\(PDF: 75KB\)](#)

越谷市情報公開条例に基づき、実施機関が保有している情報(公文書)を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

※実施機関

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷市施設管理公社

国等や埼玉県の情報公開について

国等(国の行政機関、独立行政法人および特殊法人等をいいます。)や埼玉県の情報公開については、下記のホームページをご覧ください。

○国等

[関東管区行政評価局情報公開・個人情報保護総合案内所](#)

○埼玉県

[埼玉県県民生活部県政情報センター](#)

制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

請求の方法

[↓ 公文書公開請求書\(PDF:12KB\)](#)

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称または内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

注:あて先は、実施機関名を記入してください。

請求に対する決定

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

「[越谷市情報公開センター](#)」に戻る

用語解説: [情報公開条例](#) [越谷市施設管理公社](#) [選挙管理委員会](#) [独立行政法人](#) [行政機関](#)

※上記リンクは「Weblio辞書」のページを新しいウィンドウで開きます。用語解説の内容等については、「[Weblio](#)」までお問い合わせください。

お問い合わせ

越谷市情報公開センター 情報公開担当

電話 048-963-9136

FAX 048-963-7625

この情報はお役に立ちましたか？ お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

評価: ☒ 役に立った ☐ 役に立たなかった

役に立った(役に立たなかった)具体的な理由をご記入ください

公 文 書 公 開 請 求 の 処 理 状 況

(単位: 件・%)

年 度	請求件数	処 理 状 況						部分公開を含む公開率		請求対象文書数
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計				
11年度	39	23	34	10	8	5	72	85.1	96.6	241
12年度	32	13	17	8	8	1	39	78.9	100.0	128
13年度	59	19	41	3	3	1	64	95.2	100.0	335
14年度	26	15	9	4	3	0	28	85.7	96.0	68
15年度	44	12	28	9	3	1	50	81.6	87.0	130
16年度	33	17	20	6	6	2	45	86.0	100.0	560
17年度	41	15	20	10	10	6	51	77.8	100.0	177
18年度	32	12	21	3	3	3	39	91.7	100.0	1,150
19年度	37	20	17	4	4	7	48	90.2	100.0	211
20年度	44	21	47	12	10	6	86	85.0	97.1	193
21年度	43	22	17	8	7	11	58	83.0	97.5	142
22年度	36	13	18	8	7	10	49	79.5	96.9	44
23年度	40	4	47	2	2	8	61	96.2	100.0	161
24年度	50	10	74	6	6	4	94	93.3	100.0	161
合 計	556	216	410	93	80	65	784	87.1	98.0	3,701



- ▶ [くらし・手続き](#)
- ▶ [事業者の方へ](#)
- ▶ [観光・催し](#)
- ▶ [市政・市民参加](#)
- ▶ [施設案内](#)

現在のページ [越谷市公式ホームページ](#) → [市政・市民参加](#) → [情報公開・個人情報保護](#) → [お知らせ](#) → [個人情報保護制度について](#)

個人情報保護制度について

更新日: 2013年3月14日

関連情報

- 「[情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況](#)」に進む
- 「[個人情報保護法の概要について](#)」に進む
- 「[越谷市個人情報保護条例の一部を改正しました](#)」に進む
- 「[情報公開制度について](#)」に進む

個人情報保護制度とは

↓ [越谷市個人情報保護条例\(PDF: 34KB\)](#)

越谷市個人情報保護条例に基づき、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等を本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

※実施機関

- ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- イ 議会
- ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷市施設管理公社

国等や埼玉県の個人情報保護について

国等(国の行政機関、独立行政法人および特殊法人等をいいます。)や埼玉県の個人情報保護については、下記のホームページをご覧ください。

○国等

[関東管区行政評価局情報公開・個人情報保護総合案内所](#)

○埼玉県

[埼玉県県民生活部県政情報センター](#)

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求できる内容の区分

- 開示
- 訂正
- 削除
- 目的外利用の中止
- 外部提供の中止

請求の方法

↓ [保有個人情報開示請求書\(PDF:13KB\)](#)

↓ [保有個人情報訂正等請求書\(PDF:13KB\)](#)

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券など)の提出または提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出または提示が必要になります。

注:あて先は、実施機関名を記入してください。

請求に対する決定

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

個人情報開示請求の処理状況

(単位:件・%)

年 度	請求件数	処 理 状 況						部分開示を含む公開率		請求対象文書数
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計				
13年度	3	2	2	0	0	0	4	100.0	100.0	7
14年度	12	5	6	3	3	0	14	78.6	100.0	47
15年度	3	2	1	0	0	0	3	100.0	100.0	4
16年度	8	3	4	1	1	0	8	87.5	100.0	7
17年度	12	9	2	4	4	0	15	73.3	100.0	21
18年度	12	5	4	2	2	1	12	81.8	100.0	10
19年度	11	5	8	1	1	1	15	92.9	100.0	28
20年度	12	4	7	1	1	2	14	91.7	100.0	15
21年度	11	7	7	0	0	0	14	100.0	100.0	45
22年度	26	10	18	1	1	2	31	96.6	100.0	38
23年度	20	8	14	1	1	1	24	95.7	100.0	67
24年度	20	8	14	0	0	3	25	100.0	100.0	26
合 計	150	68	87	14	14	10	179	91.7	100.0	315